

栃木県無料低額宿泊所の届出等に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、栃木県内（中核市の区域を除く。）における社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第68条の2から同条の4までの規定及び無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年栃木県条例第5号。以下「条例」という。）の定めるところにより、無料低額宿泊所（法第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設）を設置して、第2種社会福祉事業を開始又は経営しようとする者（以下「事業者」という。）の届出について必要な事項を定めることを目的とする。

なお、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準は、条例の定めるところによるものとする。

(県及び福祉事務所等との事前協議)

第2条 事業者は、無料低額宿泊所の建物を新築する場合は建築確認申請を行う3か月前までに、既存の建物を使用する場合は運営を開始する3か月前までに、栃木県保健福祉部保健福祉課（以下「県」という。）及び建物の所在地を所管する福祉事務所に対して次に掲げる事項について事前協議を行うものとする。

- 1 事業の目的
 - 2 事業計画（無料低額宿泊所の所在地、間取り、利用定員、職員の体制、利用料の額及び徴収方法等）
 - 3 その他県及び福祉事務所が必要と認めた事項
- 2** 無料低額宿泊所の建物の所在地が町の区域内である場合は、当該町に対しても事前協議を行うものとし、次条以降においても、特に定めのある場合を除き、福祉事務所に対するものと同様の手続きを行うものとする。
- 3** 市町は、上記の事前協議に際し、当該無料低額宿泊所の運営等について特に意見がある場合は、県に対し申し述べるができるものとする。

(住民説明等)

第3条 事業者は、前条に規定する協議と併せて、無料低額宿泊所の建物所在地の近隣住民（自治会等を単位とする。）に対し次に掲げる事項について説明を行い、無料低額宿泊所の運営について同意を得るよう努めるものとする。

- 1 事業の目的
 - 2 事業計画（無料低額宿泊所の所在地、間取り、利用定員、職員の体制、利用料金等）
 - 3 利用者の募集方法
 - 4 近隣住民との相互理解に関する取組
- 2** 事業者は、前項の説明を行い近隣住民の同意を得たときは、速やかに県及び福祉事務所に対し、説明対象者、説明内容及び住民との協定書等同意を得たことが分かる書類を提出して報告するものとする。

(開始の届出)

第4条 事業者は、第2条及び前条に規定する手続きが終了した後、法で定める期日までに、別表に掲げる関係書類を添付して、第2種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届(別記様式第1号)を栃木県知事(以下「知事」という。)に届け出るものとする。

(届出事項の変更の届出)

第5条 前条の規定に基づき届出を行った事業者は、その届け出た事項を変更しようとするときは、変更する日の1か月前までに県及び福祉事務所に事前協議を行うとともに、法で定める期日までに、第2種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届(別記様式第2号の1)に必要な関係書類を添付して、知事に届け出るものとする。

(事業の休止又は再開の届出)

第6条 第4条の規定に基づき届出を行った事業者は、その届け出た事業を休止又は再開しようとするときは、休止又は再開する日の1か月前までに県及び福祉事務所に事前協議を行うとともに、法で定める期日までに、第2種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届(休止・再開)(別記様式第2号の2)に必要な関係書類を添付して、知事に届け出るものとする。

(事業の廃止の届出)

第7条 第4条の規定に基づき届出を行った事業者は、その事業を廃止しようとするときは、廃止する日の1か月前までに県及び福祉事務所に事前協議を行うとともに、法で定める期日までに、第2種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届(別記様式第3号)に必要な関係書類を添付して、知事に届け出るものとする。

(事業の改善計画の届出)

第8条 知事が、第4条又は第5条の規定に基づき届出を行った事業者に対し、法第71条に基づく改善命令を実施したときには、その事業者は、知事が指定する期日までに、事業改善計画書(別記様式第4号)に必要な関係書類を添付して、知事に届け出るものとする。

(その他)

第9条 事業者は、無料低額宿泊所の開始又は変更等の届出に関し、この要綱に定めのない事項については、必要に応じて県と協議の上、その指示に従わなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和2(2020)年4月1日から適用する。
- 2 施行日より前に、「無料低額宿泊所事業の届出、運営等に関するガイドライン」(令和2(2020)年4月1日廃止)に基づき、届出を行う無料低額宿泊所を運営する者が、施行日以降も引き続き事業を行うときは、この要綱の施行日から令和2(2020)年4月30日までに、第4条の規定に基づく開始の届出を行えば、事業の開始前に届出を行ったものとみなすものとする。

別表

1 届出時における法人等の経歴・資産状況に関する資料

- (1) 財産目録又は資産調書
- (2) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（任意団体の場合は、理事等の名簿等）
- (3) 法人組織図等当該法人等の組織が明らかとなるもの
- (4) 役員等名簿【別記様式第5号】
- (5) 代表者の履歴書
- (6) 代表者誓約書【別記様式第6号】
- (7) 事業計画書及び収支予算書（事業開始初年度からの3年間分）

2 届出時における法人の定款等に関する資料

- (1) 条例、定款その他の基本約款（ただし、事業者が任意団体の場合は、定款に代えて、規約、設立趣意書等当該団体の概要が明らかとなるもの。また、事業者が個人の場合は、事業経営の理念、目的等考え方がわかるもの）
- (2) 福祉事務所との協議結果記録
- (3) 近隣住民への事前説明及び協議結果記録

3 建物の平面図等に関する資料

- (1) 建物平面図
- (2) 各種設備写真

4 利用料金表に関する資料

- (1) 利用料金表（居室面積・使用料（家賃）一覧）【別記様式第7号】

5 土地及び建物の使用に関する権利に関する資料

- (1) 建物の使用権原を証明する書類（登記事項全部証明書、賃貸借契約書写し等）

6 施設の管理者等の経歴等に関する資料

- (1) 施設の管理者（施設長）及び幹部職員の経歴申告書【別記様式第8号】
- (2) 施設の職員名簿

7 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法等に関する資料

- (1) 入居者に対する処遇に関する項目【別記様式第9号】
- (2) 利用契約書（居室利用・サービス利用・金銭管理）・重要事項説明書
※金銭管理に関する利用契約書については、金銭管理を実施する場合のみ添付。
- (3) 運営規程・金銭管理規定 ※金銭管理規定については、金銭管理を実施する場合のみ添付。
- (4) 非常災害対策計画

8 その他（必要に応じて提出が必要となる資料）

- (1) 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況等）
- (2) 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況等）
- (3) 施設のパンフレット、ちらし
- (4) その他県が必要と認める書類